

# 税の申告はお早めに

## 2月16日から3月15日まで

【問合先】 税務課 ☎388-1112

平成17年分所得税の確定申告および平成18年度町県民税の申告相談が始まります。  
例年、申告期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませましょう。  
なお、住宅借入金等特別控除および医療費等の還付申告書は2月16日（木）以前でも提出することができます。

所得税確定申告および町県民税の申告受付相談日（●印は相談日）

【受付時間】 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

月	日	曜日	税務課職員			月	日	曜日	税務課職員	税務署員
			役場	松枝公民館	総合会館				役場	役場 第1会議室（2階） （午前9時30分～午後4時）
2	16	木			●	3	1	水	●	●所得税
	17	金			●		2	木	●	●所得税
	20	月			●		3	金	●	●所得税●資産税
	21	火		●			6	月	●	
	22	水		●			7	火	●	
	23	木		●			8	水	●	
	24	金		●			9	木	●	
	27	月	●				10	金	●	
	28	火	●				13	月	●	
					14	火	●			
					15	水	●			

※今年、役場住民課前ロビーでの申告受付は2月27日（月）からです。24日以前は、役場税務課窓口では申告受付を行いませんのでご注意ください。

※土地建物や株式などの譲渡所得・贈与税の申告受付・相談は、3月3日（金）税務署員による出張申告受付相談をご利用いただくか、岐阜南税務署の確定申告会場（各務原市産業文化センター、マーサ21）をご利用ください。

**岐阜南税務署の確定申告会場**（会場の混雑状況によって、受付を早めに終了する場合があります）

会場	開設期間	開設時間
各務原市産業文化センター 各務原市那加桜町2-186	2月13日（月）～3月15日（水）	午前9時～午後5時
マーサ21（岐阜北税務署と合同開設） 岐阜市正木1599-1	2月1日（水）～3月15日（水）	午前9時～午後5時

※この期間中、税務署では申告相談は行いませんので注意してください。

◇なお、確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも2月19日（日）・26日（日）の2日間に限り、マーサ21で確定申告の相談、申告書の受付を行います。

【開設時間】 午前9時～午後5時

◇このほか、笠松町で出張申告受付相談を行いますので、ご利用ください。

◎税務署による出張申告受付相談日

月	日	曜日	申告受付・相談内容	会場・時間
3	1	水	所得税（事業所得など）、消費税	笠松町役場 第1会議室（2階） 午前9時30分～午後4時
	2	木	所得税（事業所得など）、消費税	
	3	金	所得税（事業所得、土地や株式など譲渡所得）・贈与税	